法テラス開業三〇日

本年一〇月二日法テラス（日本司法支援センター）が開業して二ヶ月になろうとしている。そこで、一一月一四日までの業務日三〇日間の静岡地方事務所（静岡本所・沼津支所・浜松支所）の業務を振り返ってみた。

<紛争解決情報の問合せ>

法テラスでは、法律相談は資力の乏しい人の無料法律相談（扶助相談）のみを行い、それ以外は市民からの主として電話による問合せに対し、法的トラブルに応じた適切な法律相談所、その他の紛争解決機関を紹介している。この紛争解決情報の一日当りの問合せは、静岡が七・三件（当初の九日間は一三・八件)、沼津が四・五件（当初の九日間は六・二件)、浜松が五・一件（当初の九日間は八・二件）であった。県民三八〇万人の内五〇九人が利用したということになるが、一〇日目以降は減少しており、これが法テラスに対する期待感の減退を意味するとすれば大いに問題としなければならない。

<扶助相談>

一日当り静岡が三・九件（当初の九日間は二・三件)、沼津二・七件（当初の九日間は一・二件)、浜松三件（当初の九日間は一件）のであった。県下の自治体その他でも従来から無料法律相談は行われており選択肢が拡大したということになるが、当初よりも増加していることを考えるとこの制度が更に周知されれば件数は増加することが見込まれる。

<犯罪被害者情報提供件数>

犯罪被害者やその家族・遺族の抱える悩みの解決に精通した弁護士やＮＰＯ法人の紹介をしているが、その情報提供件数は静岡三件、沼津一件、浜松四件であった。凶悪犯罪が後を絶たない現状を考えると、この数字は決して多いとはいえない。どうか気軽に相談して頂き度い。

<扶助決定件数>

勝訴の見込があるにも拘らず資力が乏しいが故に訴訟等の法的手段に訴えることができない人に弁護士・司法書士を紹介し、その費用を一時的に立替払いする制度であるが、このようにして扶助を決定した件数は、静岡が八二件、沼津が二三件、浜松が三一件であった。前記紛争解決情報の問合せと扶助相談の件数もそうであるが、人口比から考えて、沼津、浜松の件数が少ないのが気にかかる。

<国選弁護件数>

一定の重大犯罪の被疑者段階の国選弁護、被告人国選弁護の各弁護人を推薦し、報酬の決定をするのが法テラスの業務の一つであるが、静岡が七七件、沼津が一一〇件、浜松が一二九件であった。数年前までは県下の刑事事件の割合は静岡と沼津が共に約四割弱、浜松が二割五分程度であったことを考えると、大きくその様相を異にするに至ったといわなければならない。特に沼津、浜松の弁護士には、極端に低廉な報酬にも拘らず懸命に頑張って下さっており頭の下がる思いである。

<課題>

課題は山積しているが、ここではこの制度の周知と事務職員の負担について申し上げたい。

この制度は一般に周知されればされるほど利用者が増え事務員の負担は増大する。静岡本所の場合、紛争解決情報提供の職員は別として、事務局長一名、常勤職員四名、非常勤職員一名の構成であるが、現状でも常勤職員は残業が常態化せざるを得ない程多忙である。早急に常勤職員の増員と非常勤職員廃止に向けて予算措置が図られなければならない。

【平成１８年１１月２８日　静岡新聞　朝刊　掲載】